

令和2年度（2020年度）就学援助費受給申込書

記入例

★太枠内を
ボールペンで
ご記入ください

(あて先) 豊中市教育長
就学援助費(以下「援助費」という。)を受給したいので以下のとおり申し込みます。
援助費は、下記振込希望口座に振込みをお願いします。
なお、援助費の受給の審査のため市民税課課税台帳により照会を承諾します。
また、援助費の支払いにあたっては、修学旅行及び林間臨海保護者負担費の支払状況について調査することに同意するとともに、学食費が未納の場合は学校長に、学校給食費が未納の場合には、その支払いに充てることに同意します。
なお、給食費に過納が生じた場合には、下記振込希望口座に返金をお願いします。
また、本申込書に記載の内容は事実であり、虚偽の内容ではございません。虚偽の内容は認定の取消し及び支給された援助費の返還を命じられても異議はありません。

外国人の方で、通称名を使っている場合、本名もご記入ください。

押印ください。

令和2年1月1日現在、豊中市に住民登録がない場合は「なし」を選択してください。

保護者 豊中 太郎
住所 豊中市 中桜塚 3-1-1
電話 06 (1234) 5678 携帯電話 090 (1234)

1. 下記の3に記載の世帯員全員、令和2年1月1日現在、豊中市に住民登録が
あり
イ:なし ①転入日: 令和 2年 4月 ②令和2年1月1日現在 住民登録を有している市区町村: 大阪 大阪 ③前市区町村の所得証明の特等: あり
2. 他市において新入学児童・生徒学用品費の支給を受けていない(同様の趣旨の入学準備金などの支給金を含む) あり い:いい
3. 保護者及び同一世帯に住民登録している世帯員全員について、下記の情報をご記入ください。
(記載欄が足りない場合は別の用紙に下記の情報をご記入ください。)

支給を受けていない場合は「はい」を選択してください。

令和元年の収入形態について、丸を付けてください。

該当児童に○印	フリガナ		続柄	生年月日	令和元年収入形態						在学等	在学小中学校名		
	名	前			給付	自営	パート	無	年金	乳幼児		年	月	
○	豊中	太郎	世帯主	S47.1.1	給付	自営	パート	無	年金	乳幼児				
	豊中	花子	妻	S49.2.3	給付	自営	パート	無	年金	乳幼児	小学校	中学校	年	
	豊中	大地	子	H11.4.5	給付	自営	パート	無	年金	乳幼児	小学校	中学校	年	
○	豊中	未来	子	H19.6.7	給付	自営	パート	無	年金	乳幼児	第三	小学校	中学校	1年
○	豊中	海	子	H24.8.9	給付	自営	パート	無	年金	乳幼児	桜塚	小学校	中学校	2年
	豊中	空	子	H27.10.11	給付	自営	パート	無	年金	乳幼児	小学校	中学校	年	

小・中学生は、学校名と学年を記入してください。

4. 該当する□に印を入れてください。
※複数あてはまる場合はそれぞれに記入してください。
- 失業中等 (時期 年 月 ~)
 新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少 (時期 年 月 ~)
 ひとり親世帯 (時期 年 月 ~)
 令和3年(2021年)3月末までに保護者が満55歳以上 (昭和41年3月31日以前生まれ)
 障害者世帯

「4」に当てはまる場合は□を入れていただき、必要書類のコピーもあわせてお送りください。

5. 保護者名義の振込希望口座の情報をご記入ください。

金融機関コード	1645	北おおさか 農協・信組・労金	銀行種別	1. 普通
支店番号	101	豊中 支店	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
保護者名義	カタカナで記入 トヨナカ タロウ			

ゆうちょ銀行の場合は、振込先の支店名(四一八支店など)・口座番号をご記入ください。

振込先の確認のため、預金通帳等のコピーもあわせてお送りください。

令和2年度（2020年度）就学援助費受給申込 申込済証

郵送で申し込みをされる方は、この申込済証を切り取って保管してください。

郵送日: 令和 年 月 日

申込者名 豊中 太郎

この申込済証は審査結果通知書が届くまで大切に保管してください。

申込済証は切り取ってお手元に保管してください。

- ※集中受付期間中に申込の方へは、審査結果を7月末頃にお送りします。
※所得の申告をしていない場合や、書類不足等の不備がある場合は、支給ができないことがあります。
※就学援助費受給中に豊中市外へ転出され、市外の小中学校へ通うことになった場合は、下記連絡先へご一報ください。
※小・中学校での教育活動上、必要な学校諸経費については、当申込手続きが完了しても、学校及び学校給食課への納入が未納にならないようご注意ください。
※当申込の審査結果が認定の場合に、援助費を支給するにあたり、修学旅行及び林間臨海学食への参加の状況や援助費の支給対象となる学校諸経費及び給食費の未納状況について調査します。
※学用品費、修学旅行費及び林間臨海学食費が未納のときは学校長に、学校給食費が未納のときは債権者である豊中市長に直接支払うことがあります。なお、学校給食費に過納が生じた場合には、振込希望口座に還付金を振込みます。